

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和7年8月8日から同年12月8日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び宇部市産業経済部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

令和7年8月8日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートリアル宇部中央店  
所在地 宇部市中央三丁目1960の3

### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社	東京都港区港南一丁目8番15号	犬飼 新

### 3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
日本貨物鉄道株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号	犬飼 新	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
日本貨物鉄道株式会社	東京都港区港南一丁目8番15号	犬飼 新	令和7年6月30日 住所変更

### 4 届出年月日

令和7年7月31日